

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

目 次	ページ
告示	
○公の施設の指定管理者の指定の取り消し(一五一・県民文化政策課)……………	1
○廃棄物が地下にある土地の区域の指定(一五二・環境整備課)……………	1
○道路区域の変更(一五三・道路課)……………	1
公告	
○応急入院指定病院の指定(障害福祉課)……………	1
○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請(地域活動支援室)……………	2
○土地改良区の役員の就任の届出(秋田地域振興局農林部)……………	2
○県営土地改良事業計画の決定(仙北地域振興局農林部)……………	2
教育委員会告示	
○教育委員会会議の開催(八・教育庁総務課)……………	2

## 告 示

- 内水面漁場管理委員会告示
- 第五種共同漁業権魚種に係る増殖量(一、二)……………2
- 内水面漁場管理委員会指示
- ブラックバス等外来魚の再放流の禁止(二)……………4

### 秋田県告示第五十一号

秋田県総合生活文化会館のイベント広場の指定管理者から指定の解除の申し出があったことにより、その指定を次のとおり取り消したので、秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成十七年秋田県条例第三号)第八条の規定に基づき、公告する。

平成二十年四月一日

秋田県知事 寺田典城

### 一 住所及び名称

- 秋田市中通二丁目三番八号
- 財団法人秋田県物産振興会

- 二 指定取消年月日
- 平成二十年四月一日

### 秋田県告示第五十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号)第十五条の十七第一項の規定により、次のとおり廃棄物が地下にある土地の区域を指定区域として指定する。

平成二十年四月一日

秋田県知事 寺田典城

指 定 区 域	埋立地の区分
能代市浅内字上ノ山九二番一の一部、九三番の一部、九五番の一部、九五番の一部、二二三番一の一部及び二二四番の一部、字大館沢三二番の一部、三番、字大館沢三二番の一部、三番、三六番の一部、三六番の一部及び三八番の一部並びに字上ノ山二二三番二と二二三番三と字大館沢三五番のうちの一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第十三条の二第三号口該当(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)第十二条の三十二第一号の措置に係るもの)

指定区域台帳は、生活環境文化部環境整備課において閲覧に供する。

### 秋田県告示第五十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成二十年四月一日

秋田県知事 寺田典城

道 路 区 域	道路の種類		路 線 名	区 間		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	旧新別	新		A	B		
一 道路の区域	旧		川連増田平鹿線	横手市平鹿町醍醐字下笹田六四番二地先から字石成五三番二地先まで		五・〇〇〇一・〇〇〇	〇・四二七
	新		川連増田平鹿線	A	横手市平鹿町醍醐字下笹田六四番二地先から字石成五三番二地先まで	五・〇〇〇一・二・〇〇〇	〇・四二七
				B	”	五・〇〇〇一・五・〇〇〇	〇・四三二

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成二十年四月一日から同月十四日まで

## 公 告

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第三十三条の四第一項の規定により、次のとおり応急入院指定病院を指定したので、公告する。